

# 宮城県公報

発行  
宮 城 県  
(総務部私学文書課)  
宮城県仙台市青葉区  
本町三丁目8番1号  
電話 022(211)2267  
(毎週火、金曜日発行)

### 目次

○障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定	(障害福祉課)	一
○保安林の指定の解除(二件)	(森林整備課)	一
○保安林の指定施業要件の変更の予定(二件)	(同)	二
○障害者自立支援法に基づく自立支援医療を行う医療機関の指定	(障害福祉課)	三
○教育委員会 教育委員会 教育委員会定例会の開催		三

### 告 示

○宮城県告示第八百九十一号  
障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第五十一条第一号の規定により告示する。

平成二十三年十二月十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
○四一五一〇〇四五二	二チイケアセンター 北四番丁 仙台市青葉区上杉一丁目十六番三十号東 日本ビル三階	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
○四一五一〇〇四六〇	二チイケアセンター 川平 仙台市青葉区川平三	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日

○四一五一〇〇九二四	としくん家 仙台市青葉区小松島二丁目二十六番一号	同行援護	特定非営利活動法人マイホームとしくん家	平成二十三年十一月一日
○四一五一〇〇二六〇	二チイケアセンター 原町 仙台市宮城野区原町三丁目七・一四ビル ユアルタワー宮城野四階	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
○四一五三〇〇一六九	二チイケアセンター 若林 仙台市若林区伊在字東通二十九番地ホワイトアーバンシティビル一〇七号	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
○四一五四〇〇三九九	二チイケアセンター 南仙台 仙台市太白区柳生六丁目三・一	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日
○四一五五〇〇二四八	二チイケアセンター 泉 仙台市泉区松森字八沢九十六	同行援護	株式会社ニチイ学館	平成二十三年十一月一日

○宮城県告示第八百九十二号  
森林法(昭和二十六年法律第百四十九号)第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月十三日  
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 解除予定保安林の所在場所  
登米市登米町大字日根牛字中山三二一の六〇(次の図に示す部分に限る。)
- 二 保安林として指定された目的  
水源のかん養
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅
- (「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁(農林水産部森林整備課)及び登米市役所に備え置いて縦覧に供する。)
- 宮城県告示第八百九十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

栗原市（国有林。次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

栗原市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

水源のかん養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐に係る伐採種は、定めない。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

整備課）及び栗原市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第八百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成二十三年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大和町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源のかん養

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）主伐に係る伐採種は、定めない。

（2）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3）間伐に係るものは、次のとおりとする。

（二）立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

黒川郡大和町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、大和町（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

（一）立木の伐採の方法

（1）次の森林については、主伐は、択伐による。  
黒川郡大和町（次の図に示す部分に限る。）

（2）その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

（3）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（4）間伐に係るものは、次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林

(二) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
〔次の図〕及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び大和町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

○障害者自立支援法（平成十七年法律第百二十三号）第五十四条第二項の規定により、自立支援医療のうち育成医療及び更生医療を行う医療機関として次のとおり指定したので、同法第六十九条第一号の規定により公告する。

平成二十三年十二月十三日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
タカラ調剤薬局加瀬沼店	宮城県利府町加瀬字北窪二十八・四	平成二十三年十二月一日
マリオン調剤薬局角田店	角田市角田字田町百二十八・二	平成二十三年十二月一日
マリオン調剤薬局新富谷店	黒川郡富谷町成田四丁目一・十	平成二十三年十二月一日

教 育 委 員 会

○宮城県教育委員会告示第二十号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第十三条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

平成二十三年十二月十三日

宮城県教育委員会

委員長 勅使瓦 正 樹

一 日 時 平成二十三年十二月二十日 午後二時三十分

二 場 所 教育委員会会議室

三 事 件

1 教育功績者表彰について

2 職員の人事について  
傍聴者の定員  
十二人

五 傍聴手続

1 傍聴希望の受付は、会議開会十五分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

2 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

六 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県教育庁総務課総務班（電話〇二二・二二一・三六一一）